

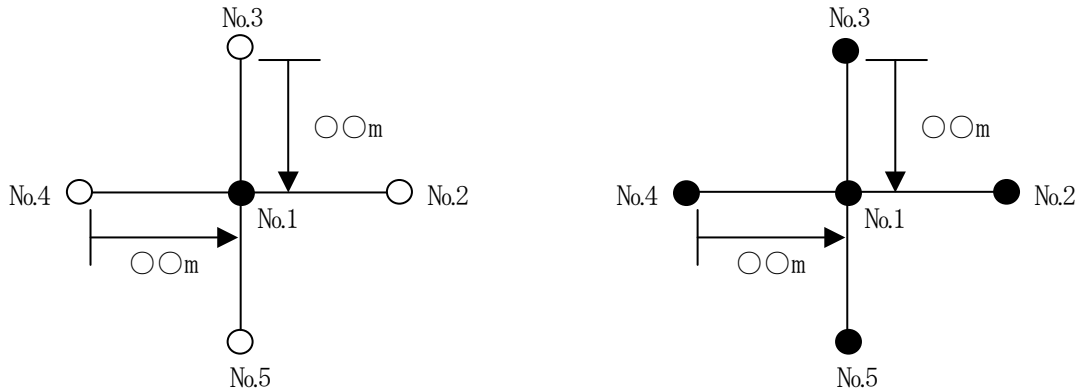
※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。
 事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。
 ※「市川港」「八潮市垢」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「横須賀市久里浜港」へ
 搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

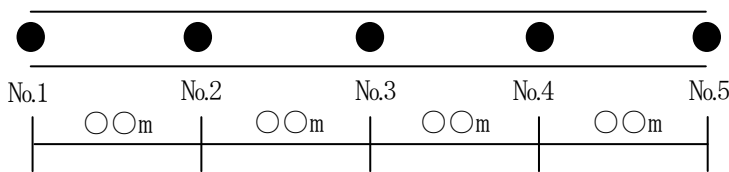
(5 地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点 (No. 1 ~ No. 5) を決定する。

(受入地の所在する都縣市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合
 もあります。試料採取前に担当者にご相談願います。)



(道路工事等で延長が長い現場)



(凡例) 試料採取位置
 ● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用
 ○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No. 1 ~ No. 5 の各箇所て試料を採取する。
 深さは各地層の概ね 50 cm 程度。(ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ 5 cm。)
 ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**に入れる。
 (揮発性物質検定用は、**遮光性のガラスビン**に隙間がないように詰める。)
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影** (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑥ 各試料採取後 **1 箇所に 5 箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は**専門の機関で 5 試料を混合**し、試験を行う。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	○○○○○新築工事
試料採取場所	No.1 GL-3.5m
地質分析 (濃度) 試験試料採取状況	
試料採取者	
所属	(株)○○○○○
氏名	○○○○○
採取年月日	平成○○年○○月○○日
施 工 者	○○○○○建設 立会者 ○○○○

○写真はカラー写真。
 ○検査試料採取調書と連動します。
 ○工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。
 ○深さは地盤高さ (GL) からの下がりとなります。
 採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。

※2 頁後ろと 4 頁後ろに写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」「八潮市垢」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」)

(5地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置

● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

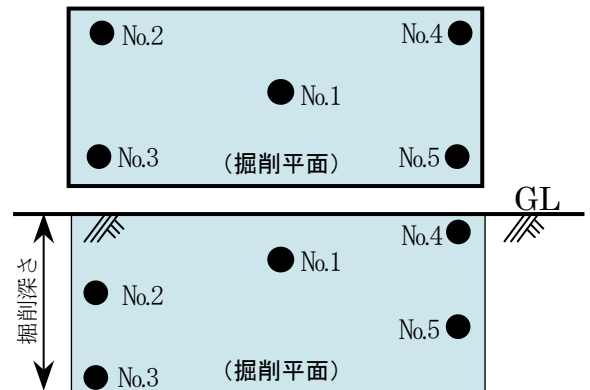
(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5mの場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

※5,000 m³毎に1検体(5試料)採取してください。



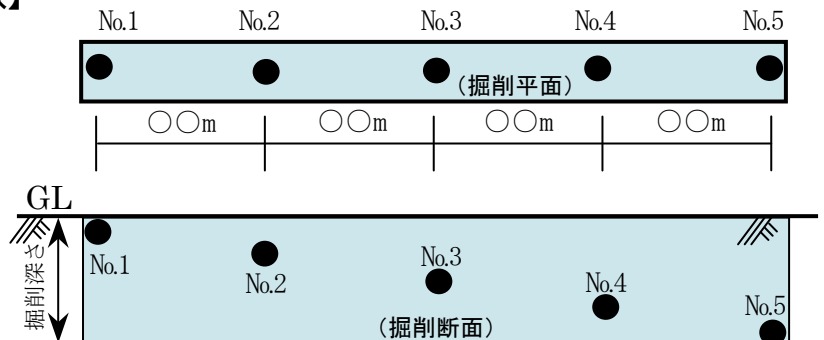
【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で5地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
部分までバランス良く採取する。



※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所て試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、**チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。**
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑥ **各試料採取箇所の写真撮影** (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑦ 各試料採取後、**1箇所に5箇所分の試料(チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶5個)をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑧ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

試料採取状況写真の撮影方法（「横須賀市久里浜港」の撮影方法は2頁後ろ）

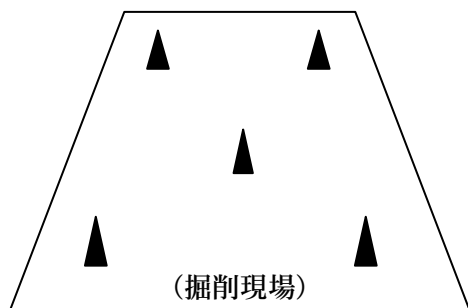
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

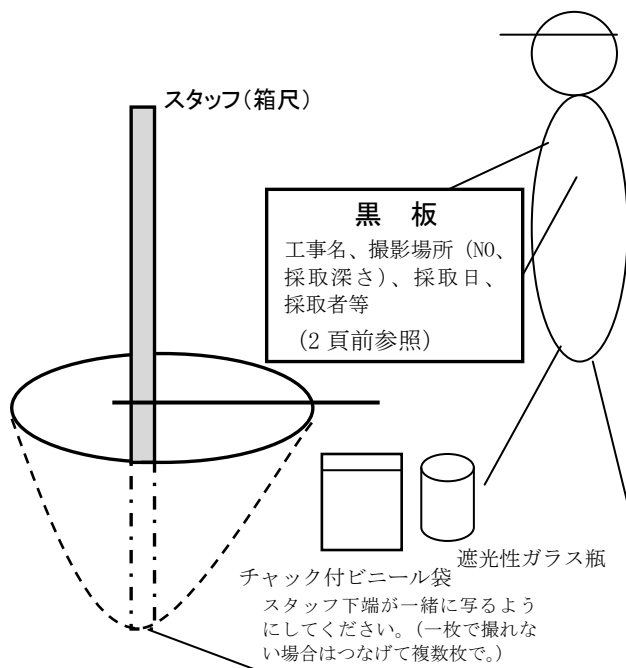


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



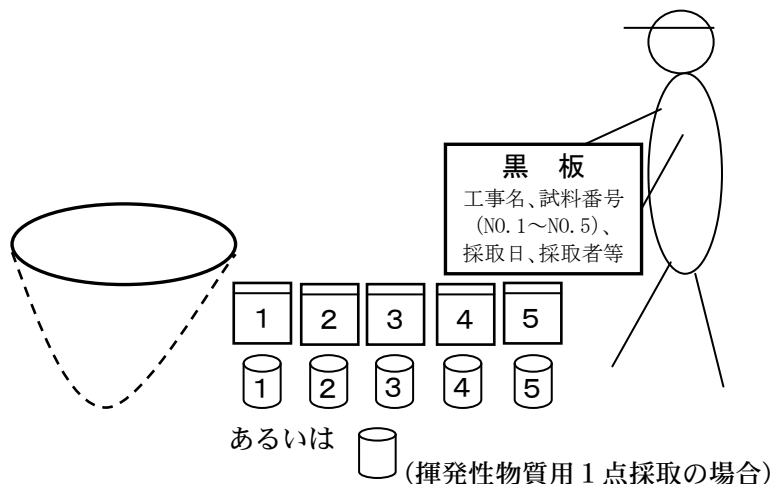
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5あるいは1）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影

試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

（5地点混合方式）

（凡例）試料採取位置

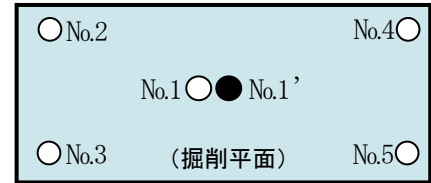
● 揮発性物質地質分析試験項目

○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

（掘削平面）

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

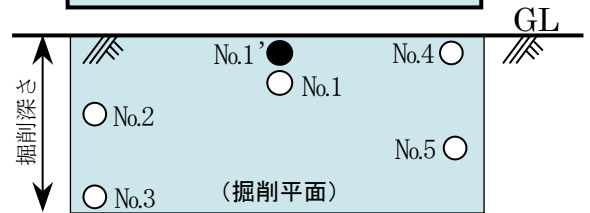


（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。

（例）掘削深さ 5mの場合

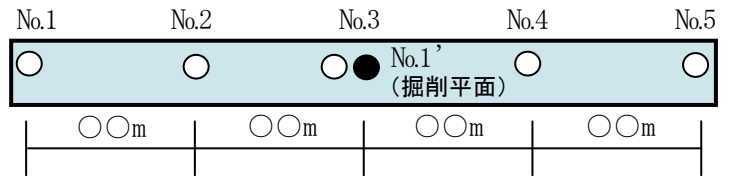
GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。



【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

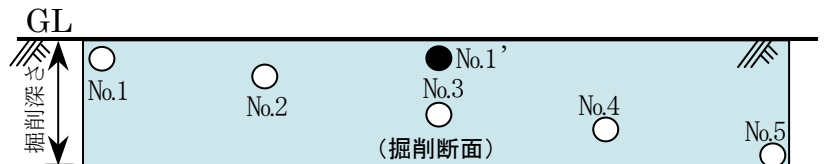
（掘削平面）

○延長方向で5地点採取する。



（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。



土壌試験	溶出試験：28項目
試料採取	第1種特定有害物質以外：5地点混合 第1種特定有害物質：1地点採取
必要資料	チャック付ビニール袋：5試料 遮光性ガラス瓶：1試料
試験頻度	4,000 m ³ /1回

第1種特定有害物質に係るものについては、代表的な地点1地点において、50 cmまでのできるだけ深い位置で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m³毎に1検体（5地点※・試料混合）が必要

※第1種特定有害物質は1地点

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- 上図 No.1～No.5 の各箇所て試料を採取する。
- 試料は各地点において、**チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。**
- 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、3頁前の記入例を参考にしてください。
- 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- 各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- 各試料採取後、**1箇所に5箇所分の試料（チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶1個）をまとめ、写真撮影**をする。
- 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法

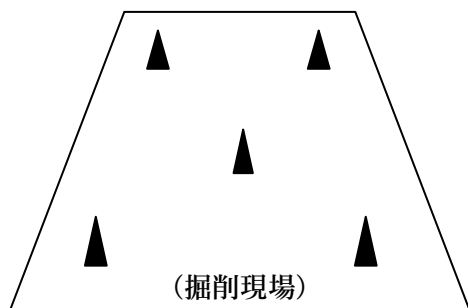
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

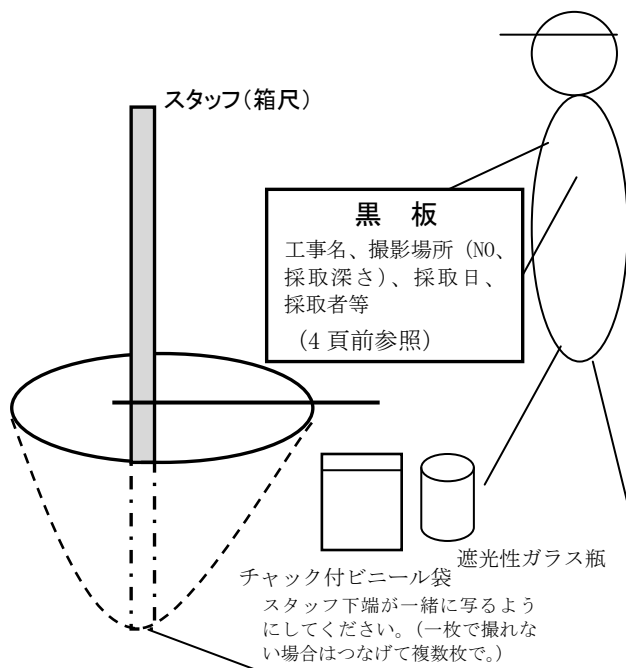


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



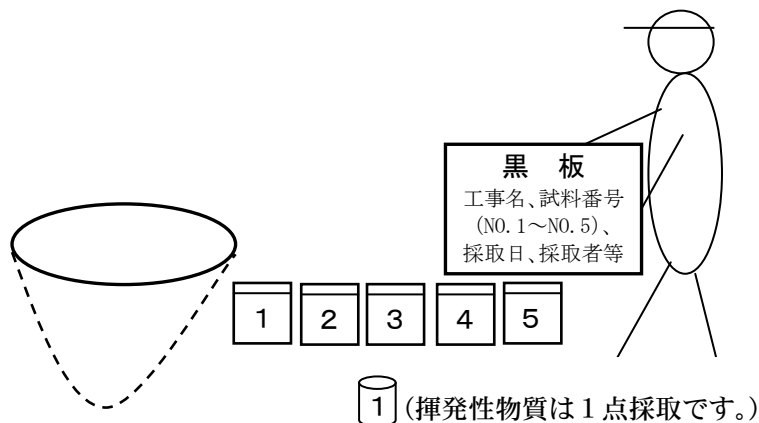
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

【試験項目】

◎地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試料の採取は、専門の機関に依頼してください。
- ・ 地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- ・ 土量によらず必ず実施してください。試験項目、試料採取方法等は受入地ごとに異なります。（当社に事前確認を）
- ・ 試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一土質区分で5.000m³毎に1回実施する。（異なる受入地有り）
- ・ 試料は、1検体について5箇所から採取し、5地点混合方式で試験を実施します。（採取深度、平面位置は事前相談を）
- ・ 計量方法は、「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正 平成28年3月29日環境省告示第30号）、及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成26年3月20日環境省告示第47号）によります。

地 質 分 析 試 験 項 目					
計 量 の 対 象		単 位	基 準 値	計 量 方 法	
溶 出 試 験 (28 項 目)	カドミウム	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 55	
	全シアン	mg/L	不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)	
	有機燐	mg/L	不検出	昭和49.9環告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1のガスマトリ法以外のもの	
	鉛	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 54	
	六価クロム	mg/L	0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2	
	砒素	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 61	
	総水銀	mg/L	0.0005以下	昭和46.12環告第59号付表1	
	アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表2、昭和49.9環告第64号付表3	
	P C B	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表3	
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	平成9.3環告第10号付表	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
	チウラム	mg/L	0.006以下	昭和46.12環告第59号付表4	
	シマジン	mg/L	0.003以下	昭和46.12環告第59号付表5第1、第2	
	テオベンカルブ	mg/L	0.02以下	昭和46.12環告第59号付表5第1、第2	
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
	セレン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
	ふっ素	mg/L	0.8以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、 昭和46.12環告第59号付表6	
	ほう素	mg/L	1以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
	1,4-ジメチル	mg/L	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表7	
その他 の試験	水素イオン	-	4.0以上9.0以下(八潮市圻) 5.8以上8.6以下(城南島、横浜鈴繁埠頭)	日本工業規格 K0102、12.1 "	
	油分	mg/L	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号	
	備 考	受入地が 「中井町雑色」、「青梅地区(工)~(コ)」「八王子地区(2)」、 「相模湖鶴島土地改良区」の場合 →1,4-ジメチルを除いた27項目を実施する。 上記以外の受入地は28項目実施する。			
含 有 量 試 験 (11 項 目)	2 項 目	銅 (農用地)	mg/kg	125未満	昭和47.10総令66号
		砒素 (農用地)	mg/kg	15未満	昭和50.4総令31号
	9 項 目	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	昭和46.12環告第59号付表1
		カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 55
		鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 54
		砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 61
		六価クロム化合物	mg/kg	250以下	日本工業規格 K0102 65.2
		ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、 昭和46.12環告第59号付表6
		ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
		セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
		シアン化合物	mg/kg	50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)
	備 考				

◎ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・ 試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼する。
- ・ 試験結果は、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書(分析結果)と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- ・ 試験頻度は、土質区分毎、かつ同一土質区分で**5,000m³**毎に1回実施する。
- ・ 試料は、原則として、各層の深さ**5cm**の土壌について、**5地点混合方式**で採取する。
- ・ 基準値については、土壌 1,000 pg-TEQ/g 以下、水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下とする。
- ・ 判断基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号・最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号）による。
- ・ 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）による。

◎土質試験について

- ・ 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	試験頻度	
土の密度試験	JIS A 1202	受入地が 「千葉市スポーツ公園」 「鴻巣市屈巢」、「花園IC拠点地区」 「久喜市菖蒲町台」、「草加松原団地」 「草加柿木地区」、「栃木市藤岡町部屋」 の場合 ↓ 土質区分毎に1回実施	受入地が 「秋ヶ瀬ヤード」の場合 ↓ 土質区分毎、 かつ同一土質区分で 5,000m³ 毎に1回実施
土の含水比試験	JIS A 1203		
土の粒度試験	JIS A 1204		
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
締固めた土のコン指数試験	JIS A 1228		
土のpH試験★	JGS 0211		
土の工学的分類法	JGS 0051		
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		
土の潤潤密度試験	JIS A 1225		
土の透水試験	JIS A 1218	受入地が 「栃木市藤岡町部屋」の場合 → 土質区分毎に1回実施	

★：土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5.8以上8.6以下を満足すること。

【注意事項】

- ※ 受入日は、日曜日・国民の祝日（振替日を含む）、夏季休暇（旧盆等）、年末年始を除く平日とし、土曜日については別途受入地ごとに定める。
- なお、受入時間は 8:30～16:30 が標準である。

- ※ 申請手続きに必要な標準処理日数

UCR内審査		UCR外審査	
1週間 (全受入地)	2週間	(独)都市再生機構審査	千葉市スポーツ公園、草加松原団地
		千葉県等土砂条例手続き	市川港(中継基地)、八潮市垢(中継基地)、大磯町大磯港(中継基地) 横浜鈴繁埠頭(中継基地)、城南島(中継基地)
	1週間	栃木県土砂条例等手続き	三郷市番匠免(中継基地)
		山梨県「土砂運搬適正化指導要領」他手続き	相模湖鶴島土地改良区
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き	横須賀市久里浜港(中継基地)

- ※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によっては多くの期間がかかることもあります。
- ※ 千葉県内の受入地に1工事当り5,000m³を超える土砂を搬入する場合、千葉県「土砂運搬適正化対策要綱」に基づく協議が必要となります。
- ※ 試験に要する概ねの日数
 - ・ 地質分析試験・・・約2週間
 - ・ ダイオキシン・・・約4週間
 - ・ 土質試験・・・約2週間
- なお、試験データ等必要な添付資料が無いものは受付できません。

平成30年度 UCR 受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地名		試験項目					
受入地名		試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
鴻巣市屈巢		花園IC拠点地区 久喜市菖蒲町台 草加松原団地 草加柿木地区 秋ヶ瀬ヤード 栃木市藤岡町部屋					
特定有害物質試験	溶出試験	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成30年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成30年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/ℓ以下		鉛	0.01mg/ℓ以下	
		六価クロム	0.05mg/ℓ以下		六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
		砒素	0.01mg/ℓ以下		砒素	0.01mg/ℓ以下	
		総水銀	0.0005mg/ℓ以下		総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下		ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
		クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下		クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
		トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下		トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
		チウラム	0.006mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下	
		シマジン	0.003mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
		セレン	0.01mg/ℓ以下		セレン	0.01mg/ℓ以下	
		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
		ほう素	1mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下				
含有試験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成26年3月20日環境省告示第47号)「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成26年3月20日環境省告示第47号)	
	カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下		カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下		
	鉛及びその化合物	150mg/kg以下		鉛及びその化合物	150mg/kg以下		
	砒素及びその化合物	150mg/kg以下		砒素及びその化合物	150mg/kg以下		
	六価クロム化合物	250mg/kg以下		六価クロム化合物	250mg/kg以下		
	ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下		ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下		
	ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		
	セレン及びその化合物	150mg/kg以下		セレン及びその化合物	150mg/kg以下		
	遊離シアン	50mg/kg以下		遊離シアン	50mg/kg以下		
	銅(農用地)	125mg/kg未満					
砒素(農用地)	15mg/kg未満						
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)	ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)		
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			必要(詳細はUCRホームページ参照)			
試験頻度	1回/5,000m ³			1回/5,000m ³			

【改良土】

- 石灰系改良土を受け入れることが可能な受入地は久喜市菖蒲町台、青梅地区(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)、八王子地区(2)、栃木市藤岡町部屋、相模湖鶴島土地改良区。
- 要相談は千葉県スポーツ公園、中井町雑色、横須賀市久里浜港。
- ・改良土についてはPH値が5.8以上8.6以下を満足すること。
- ・また、セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を実施すること。

受入地名		千葉市スポーツ公園			青梅地区(エ)、(オ)、(カ)、 (キ)、(ク)、(ケ)、(コ) 八王子地区(2) 相模湖鶴島土地改良区		
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/ℓ以下		鉛	0.01mg/ℓ以下	
		六価クロム	0.05mg/ℓ以下		六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
		砒素	0.01mg/ℓ以下		砒素	0.01mg/ℓ以下	
		総水銀	0.0005mg/ℓ以下		総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下		ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
		クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下		クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
		トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下		トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
		チウラム	0.006mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下	
		シマジン	0.003mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
		セレン	0.01mg/ℓ以下		セレン	0.01mg/ℓ以下	
		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
		ほう素	1mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下						
含有試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成26年3月20日環境省告示第47号)	
	砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下		
				鉛及びその化合物	150mg/kg以下		
				砒素及びその化合物	150mg/kg以下		
				六価クロム化合物	250mg/kg以下		
				ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下		
				ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		
				セレン及びその化合物	150mg/kg以下		
				遊離シアン	50mg/kg以下		
				ダイオキシン類※	150pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る鹿賀調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)	
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			不要			
試験頻度	1回/5,000m ³			1回/5,000m ³			

※ 河川・湖沼から発生する水底土砂のみ実施。

受入地名		市川港※ 三郷市番匠免 大磯町大磯港			八潮市坊 城南島 横浜鈴繁埠頭※		
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)
全シアン	不検出	全シアン	不検出				
有機リン	不検出	有機リン	不検出				
鉛	0.01mg/ℓ以下	鉛	0.01mg/ℓ以下				
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	六価クロム	0.05mg/ℓ以下				
砒素	0.01mg/ℓ以下	砒素	0.01mg/ℓ以下				
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	総水銀	0.0005mg/ℓ以下				
アルキル水銀	不検出	アルキル水銀	不検出				
PCB	不検出	PCB	不検出				
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下				
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下				
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下				
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下				
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下				
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下				
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下				
チウラム	0.006mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下				
シマジン	0.003mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下				
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下				
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下				
セレン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下				
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下				
ほう素	1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下				
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下				
				水素イオン濃度	5.8以上8.6以下(城南島、横浜鈴繁埠頭) 4.0以上9.0以下(疍)		
含有試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号(最終改正平成12年.総令94号)、昭和50.総令31号(最終改正平成12年.総令94号)第1条第3項及び第2条」	
		砒素(農用地)		15mg/kg未満	砒素(農用地)		15mg/kg未満
土質試験	不要			不要			
試験頻度	1回/5,000m ²			1回/5,000m ²			

【注意】

※ 市川港、横浜鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。